

奈良県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、川西町産業建設部産業振興課及び河合町都市整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・四・五二号天理王寺線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯城郡川西町大字結崎及び大字保田

北葛城郡河合町大字川合、大字長楽及び大字池部